

年末調整の 留意点

□本年の改正点

本年の最大の改正点は、平成18年分の所得税からの定率減税の引き下げです。

平成17年分までは、所得税額の20%相当額（上限25万円）が定率減税として控除されていましたが、平成18年分の定率減税は、所得税額の10%相当額（上限12万5千円）となっていますので、年調定率控除額の計算に注意する必要があります。

なお、定率減税の半減によって、昨年と状況が同じであれば、年税額は増加しますが、18年1月から源泉徴収税額表の改定により、毎月の源泉徴収税額が昨年より増加しているため、一般的に還付金額には、大きな変動はありません。

□合計所得金額の留意点

控除対象配偶者や扶養親族の適用に当たって、合計所得金額が38万円以下であるかどうか判定する際には、次のような点に注意する必要があります。

(1) 給与所得のみの場合

パートやアルバイトなど、給与所得のみの場合には、収入金額から給与所得控除額を控除した金額が、給与所得の金額（合計所得金額）になります。給与所得控除額は、最低65万円とされていますので、給与収入が年間103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。

(2) 公的年金等のみの場合

課税対象となる国民年金（老齢基礎年金）や厚生年金（老齢厚生年金）などの公的年金等のみの場合には、年金の収入金額から公的年金等控除額を控除した金額が、雑所得の金額（合計所得金額）になります。

公的年金等控除額は、65歳以上の場合、最低120万円であるため、年金収入が158万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。また、65歳未満の場合、公的年金等控除額は最低70万円であるため、年金収入が108万円以下



○西洋料理には、メインディッシュの前にオードブルという前菜が登場します。発祥の地はフランスではなくロシアです。理由はロシアの気候風土で、冬、パーティ会場に到着するまでに、雪や氷に難儀し、なかなか時間通りに参加者が集まらない。そこで、ウオッカでも飲みながら待つこととなります。そこに出されるキャビアなどの軽い料理が、オードブルです。



であれば、合計所得金額が38万円以下となります。

なお、遺族年金等は非課税であるため、収入金額にかかわらず、合計所得金額の計算には含めません。

□添付書類の留意点

生命保険料控除（一般の生命保険料で年間の保険料が9000円以下であるものを除く）、損害保険料控除などの適用を受けるためには、控除証明書の添付（提示）が必要です。

控除証明書の紛失や交付の遅延等によって、年末調整時に添付（提示）できない場合には、翌年1月31日までに証明書を提出（提示）することを条件として、控除を行って差し支えないことになっています。

ただし、翌年1月31日までに当該書類の提出（提示）がなかったときは、控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足額を徴収する必要があります。

□源泉徴収税額表の改正

平成19年分の所得税から、定率減税の廃止、税率の改正が行われます。これに伴って、平成19年1月1日以降支給の給与・賞与から徴収する源泉徴収税額に係る源泉徴収税額表が、改正されることになります。